

4. 支 部

本会定款では第1章総則の中で、第5条に支部の設置について規定されている。この規定を受けて細則では第6章に、支部並びに地区支部委員会

及び全国支部委員会に関する条項が定められている。

4.1 支部に関する定款・細則の変遷

創立時の定款では、各支部に必要なに応じて地方に支部を置き（第14条）、これら各地域の支部間の連絡を図るため、地方支部を置く（第15条）ことが規定されている。

1955（昭和30）年11月の定款変更では、評議員会の議を経て必要な地に支部を置くことが規定された。また、会員の条項でB種団体会員は溶接に関し、地域的に結成された組合などの団体で表決権1個を有することが規定された。

これを受けて、1957（昭和32）年5月に初めて制定された細則で、都道府県に結成された団体がB種団体会員となった場合、その団体を支部と認めること、また支部規約を作成すること、さらに地域的に関係のある支部間で支部連合会を結成できることが規定された。

支部の結成は、1954（昭和29）年から1955（昭和30）年にかけて積極的に進められ、1955（昭和30）年12月には、これらの動きを拡大促進するため、支部の結成・運営、支部規約（規範）について記述した文書「都道府県支部の結成について」が作成されている。

1961（昭和36）年10月の定款変更ではB種団体会員を廃止し、支部は溶接に関する企業などと並んで、団体会員として位置付けられた。

1969（昭和44）年12月の定款変更では、支部に関して大きな変更があった。原則として1都道府県に1支部を置くこと、またその構成はその支部に所在する企業等又は個人とすることなどが規定され、支部は団体会員としてではなく「本会の支部」と位置付けられた。これに応じて細則も大きく変更され、支部は構成規模（所属する企業など会員の数。個人会員は4名を1社に換算）により、原則としてA、B及びCの3つに区分された。

1978（昭和53）年4月の細則変更では、組織あり方委員会、理事会、理事会・支部懇談会などの検討に基づき、評議員会で決定した支部に関する新しい規定（第6章 支部）が定められた。その主な内容は、支部に関する通則的な事項を定めた支部運営規則の制定、地区支部委員会の結成、全国支部委員会の設置などに関するものである。地区支部委員会は、地域的に関係のある各支部間で結成され、全国支部委員会は本会に支部との連絡調整を図るため設置される。

この細則に従って、地区支部委員会（全国16地区）及び全国支部委員会が組織され、本部・支部間及び支部相互間の係及び協力の強化と支部活動の円滑化・効率化の努力が進められてきた。

4.2 支部の位置付けについての今後の動向

定款第3条に定める事業の一つである要員認証事業のうち、溶接技能者の技術検定業務は、本会の重要な柱ともいべきものである。本事業は本会の発足時に始まり、現在、年間10万人規模の受験者を扱うまでに発展してきた。この事業の実務面で、支部の関与は極めて大きい。最近、本事業を引き続き円滑に遂行するためには、支部の位置付けの見直しが必要との声が高まってきた。

1997(平成9)年10月に、本会に設立された21世紀体制検討委員会(後述6.4節:451ページ参照)の中間報告(1998(平成10)年5月)によれば「支

部の位置付け」についての検討課題として、
本会の支部に対する有限責任の明確化
各支部における上記の検定業務への対応の
地域性に対する本会の関与の仕方
をあげている。

本会はこの報告に基づいて、支部に対するアンケート調査を行い、意見を集約した。現在、進められている定款の改定作業(1.1.2項参照)に、これらの結果を反映させることにより、支部の位置付けが新たに明確化されるものと期待される。